

## 令和5年度第7回筑西市農業委員会総会議事録

1、開催日時 令和5年10月10日（火）午後1時30分 から 午後3時10分

2、開催場所 筑西市役所 4階 全員協議会室

3、出席委員（21人）

会	長	20番	水柿	重壽
委	員	2番	柴	保
		3番	栗島	和子
		4番	飯泉	孝
		5番	寺内	美雄
		6番	岩渕	進
		7番	齊藤	秀樹
		8番	稲見	くに子
		9番	國府田	喜久男
		10番	秋山	員宏
		11番	大林	富子
		12番	赤城	美子
		13番	齊藤	一弥
		14番	宮崎	亨
		15番	関口	均
		16番	蓮沼	俊男
		17番	宮山	繁治
		18番	栗島	菊雄
		21番	高島	敏男
		23番	瀬端	洋
		24番	坂入	進

4、欠席委員

		19番	永井	尚子
		22番	小野田	勝男

## 5、議事日程

### 1、開会

### 2、議事録署名委員の指名

### 3、議案

- 議案第 37 号 農地法第3条の規定による許可について
- 議案第 38 号 農地法第5条の規定による許可について
- 議案第 39 号 現況確認証明（非農地証明）について
- 議案第 40 号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 議案第 41 号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規程による農用地利用集積等促進計画案の提出について
- 議案第 42 号 上平塚、大谷、舟生地内に設置された施設の取扱いについて

### 4、報告

- 報告第 36 号 農地法第3条第1項第13号の規定による届出について
- 報告第 37 号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について
- 報告第 38 号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について
- 報告第 39 号 農地法第4条の制限除外について
- 報告第 40 号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について

### 5、閉会

## 6、農業委員会事務局職員

事務局長	横田 実
農地調整課長	中澤 俊明
農地調整課庶務調整係 課長補佐	高島 満
農地調整課庶務調整係 係長	渡邊 静香
農地調整課庶務調整係 主任	板橋 淳也
農地調整課庶務調整係 主事	廣瀬 崇

## 7、会議の概要

議長

只今より、令和5年度第7回筑西市農業委員会定例総会を開会いたします。

只今の出席委員は、21名であります。よって定足数に達していますので会議は成立いたします。

なお、欠席の報告がありました委員は、19番 永井委員、22番 小野田委員です。

会議書記に、農業委員会事務局の横田局長、中澤課長、高島補佐、渡邊係長、板橋主任、廣瀬主事の諸君を指名いたします。

本日の日程は、お手元に配布したとおりであります。

なお、会期は、本日1日といたします。ご了承願います。

次に日程第2、議事録署名委員の指名を行います。

筑西市農業委員会会議規則第12条第2項の規定により、21番 高島委員と23番 瀬端委員、以上2名を本会議の議事録署名委員に指名いたします。

次に、日程第3、議案第37号「農地法第3条の規定による許可について」を上程いたします。

それでは、議案について、事務局より説明願います。

事務局長  
廣瀬主事

それでは、廣瀬主事よりご説明を申し上げます。

では、ご説明いたします。議案第37号、農地法第3条の規定による許可について、令和5年10月10日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。次のページをお願いします。

番号1～9番は保留となります。

番号：10番、権利：所有権移転有償、所在：松原字石倉、登記簿地目：畑、現況地目：畑、面積：990㎡、譲渡人又は貸主：筑西市松原、譲受人又は借主：筑西市松原、経営面積、渡人：13,815㎡、受人：1,331㎡、受人の労力総数及び稼働数：4、1。

次のページをお願いします。

11番、所有権移転有償、関本下字新郷、田、田、1,524㎡、筑西市関本下、筑西市関本下、1,938㎡、17,349㎡、2、2。

12番、所有権移転有償、石原田字上、畑、畑、1,327㎡、水戸市上国井町、結城市大字結城、182,503㎡、37,231㎡、3、3。

13番、所有権移転有償、内淀字塔之内、田、田、986㎡、外3筆、合計4筆、合計面積5,347㎡、水戸市上国井町、筑西市内淀、182,503㎡、43,463㎡、2、2。

次のページをお願いします。

14番、所有権移転有償、宮後字半谷、畑、畑、558㎡、外7筆、合計8筆、合計面積7,742㎡、筑西市宮後、筑西市宮後、9,706㎡、133,178.81㎡、4、4。

15番、所有権移転有償、藤ヶ谷字谷中、畑、畑、3,185㎡、筑西市藤ヶ谷、

筑西市井上、7,199 m<sup>2</sup>、0 m<sup>2</sup>、1、1。

16 番、所有権移転有償、桑山字拾六番耕地、畑、畑、343 m<sup>2</sup>、筑西市丙、筑西市桑山、343 m<sup>2</sup>、55,841 m<sup>2</sup>、2、2。

17 番、所有権移転有償、関本中字藤ノ木、田、田、445 m<sup>2</sup>、外1筆、合計2筆、合計面積 647 m<sup>2</sup>、筑西市関本下、筑西市関本下、1,659 m<sup>2</sup>、17,746 m<sup>2</sup>、2、2。

次のページをお願いします。

18 番、所有権移転有償、伊讚美字中原、田、田、876 m<sup>2</sup>、外15筆、合計16筆、合計面積 15,439 m<sup>2</sup>、水戸市上国井町、筑西市伊讚美、182,503 m<sup>2</sup>、66,128.91 m<sup>2</sup>、2、1。

19 番、所有権移転有償、海老ヶ島字久保新田、畑、畑、499 m<sup>2</sup>、筑西市海老ヶ島、筑西市海老ヶ島、3,930.98 m<sup>2</sup>、0 m<sup>2</sup>、2、1。

次のページをお願いします。

20 番、所有権移転有償、寺上野字清水頭、畑、畑、543 m<sup>2</sup>、外3筆、合計4筆、合計面積 3,409 m<sup>2</sup>、筑西市寺上野、筑西市寺上野、4,232 m<sup>2</sup>、54,630 m<sup>2</sup>、1、1。

21 番、所有権移転有償、門井字祇園、田、田、5,307 m<sup>2</sup>、筑西市門井、筑西市門井、5,617 m<sup>2</sup>、4,375 m<sup>2</sup>、2、2。

議長

只今、事務局より説明がありました。

ここで、調査委員の報告を10番よりお願いします。

寺内美雄  
委員

5番、寺内が報告をいたします。

先月9月28日に明野支所において、申請書類の確認とそれから現地の確認を行いました。私からは10番、それから13番、14番、19番、20番の5件について報告をいたします。最初に10番ですけども、書類においては、畑というふうに現況になっておりますが、実際は陸田だそうです。渡人がこれまで陸田として耕作をしていて、その水についてはですね、地中にパイプを埋め込んで田んぼへ引いていたそうなんです、このパイプを埋め込んでいた所が道路ができるということで、田んぼとして使えなくなったということで、困ったなというところに、たまたま近くに住む受人が、野菜をやるので売ってほしいということで、話がまとまって売買ということになったそうです。それから13番です。渡人は茨城県農林振興公社であります、この地区で、現在基盤整備の話が進んでおります。受人がこの渡人である振興公社の前の所有者と仲が良くて、それでその基盤整備に伴って、売り手買い手ということで、今回その前の渡人が買って欲しいということで申し入れをして、受人の方で買うことになったということでした。それから14番ですけども、渡人の方で後継者がいなくてどうしようかというときに、これまで渡人のこの土地をずっと耕作してた方である受人に、こういうことなんで土地を買ってくれないかということで相談をしたところ、快く引き受けてもいいよということで、売買することになったそうです。この受人の方ですが、地域でも有数の担い手農家であります。それから19番で

す。19番は、渡人受人は従姉弟同士です。この畑なんですが、たまたま受人宅のすぐ脇にありまして、受人の方で渡人に譲ってくれないかということで話を  
して、いいよということで売買ということになったとのことでした。それから  
20番ですが、この申請の土地の一部にですね、構築物がありました。これにつ  
いて事務局の方で撤去ということで話をしたところ、その後ですね、撤去がさ  
れまして、それを再度確認をいたしまして、渡人受人双方に連絡をして、申請  
どおり相違ないということでした。以上5件について報告いたしました。  
それぞれ許可相当かと思われましても、皆さんの更なるご審議をお願い  
いたします。以上です。

議 長 11番をお願いします。

齊藤一弥 13番、齊藤です。

委員 先月の21日に、関城支所において書類審査を行いました。後日、受人に電  
話で確認をいたしました。受人渡人は、本家分家の間柄だそうです。相続でい  
ただいた、この田んぼなんですが、受人がもう高齢のために、資産を整理した  
いということで、本家の方に戻すということだそうです。許可相当と思われま  
すが、皆様のご審議をよろしくお願いたします。

議 長 12番をお願いします。

宮山繁治 17番、宮山です。

委員 売買の件ですが、永井委員が急用で欠席のため、私が代弁します。9月27日  
に書類確認をしまして、本人確認については、後日電話で確認をし、間違いな  
いということでもあります。渡人についても農林振興公社、受人についても結城  
市の方でありますが大規模農家でありまして、問題ないと思います。許可相当  
と思われましても、更なる皆様方のご審議をよろしくお願いたします。以上です。

議 長 15番をお願いします。

宮崎亨 14番、宮崎が報告します。

委員 9月27日、関城支所にて書類審査を行い、後日、電話で確認をいたしました。  
渡人は、何度電話しても電話は使われてないということでとうとう連絡がつか  
ず、2度程自宅に行ったのですが、とうとう会えませんでした。受人の方へ確  
認をしましたが、この受人は、経営面積0ということでの取得なんですが、リ  
ースで機械を借りると書類には書いてありまして、まあ大丈夫だろうというこ  
とで許可相当と思われましても、皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議 長 16番をお願いします。

蓮沼俊男 16番、蓮沼が16番を報告します。

委員 9月28日に書類審査をいたしまして、その後、双方に電話確認しました。今回の申請土地は、渡人が相続で実家の続きの土地を得たようなんですけど、地元にはないということと、高齢であるため管理できないので、近所で大規模経営の受人に売買を申し込んだところ、快く受けていただいたということで、許可相当かと思われます。更なる審議を皆様よろしくお願ひいたします。以上です。

議長 17番をお願いします。

栗島菊雄  
委員 18番、栗島です。  
17番を報告いたします。申請地は、受人の方が渡人より長い間借りて作っていた土地なんですけど、渡人の方から買っていただきたいという話が持ち上がり、双方で話し合った結果、合意ができて今回の申請になりました。書類にも不備がなく許可相当かと思ひますので、皆様のご審議よろしくお願ひいたします。以上です。

議長 18番をお願いします。

大林富子  
委員 11番、大林です。  
18番について報告いたします。9月27日に書類審査を行い、後日、受人に電話にて確認しました。受人は、手広く農業を営んでおり、今回も規模拡大のための契約に至ったとのことでした。渡人は県の公社であり、書類にも問題なく許可相当と思われますが、皆様のご更なるご審議の程、よろしくお願ひいたします。以上です。

議長 21番をお願いします。

稲見  
くに子  
委員 8番、稲見です。  
21番について報告します。9月28日、書類審査を行いました。後日、受人渡人に話をお聞きしました。渡人のこの土地は現在、近所の方が耕作しています。渡人が高齢となり、後をやる方がいないので、土地を処分したいということで、受人に話を持っていったところ、買ってくれるということで話がまとまったそうです。書類に不備もなく許可相当かと思われますが、皆様のご更なるご審議をお願ひいたします。

議長 調査委員よりの報告は、以上でございます。  
ご質疑がありましたらお願ひします。

委員 「異議なし」

議長 異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め以上で質疑を終結いた

します。

議案第 37 号を採決いたします。

議案第 37 号、受付番号 10 番から 21 番を原案どおり許可することに、賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員。よって議案第 37 号、受付番号 10 番から 21 番について原案どおり許可することに、決しました。

次に、議案第 38 号「農地法第 5 条の規定による許可について」を上程いたします。

それでは議案について、事務局より説明願います。

それでは、板橋主任よりご説明を申し上げます。

それでは、ご説明いたします。議案書の 8 ページをご覧ください。議案第 38 号、農地法第 5 条の規定による許可について、令和 5 年 10 月 10 日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。次のページをお願いします。

番号 1 番、権利：所有権移転有償、所在：一本松字一本松、登記簿地目：田、現況地目：田、面積：100 m<sup>2</sup>、外 1 筆、合計 2 筆、合計面積 630 m<sup>2</sup>、譲渡人又は貸主：筑西市一本松、譲受人又は借主：福岡県福岡市城南区田島、転用事由：貸資材置場。

申請地は、国道 294 号線の西側約 170m、県立下館工業高校の北東側約 1.7 km に位置する広がりのある農地の第 1 種農地です。周囲に 6 戸連担が確保できます。申請者は、申請地に隣接する土地で材木の販売を行う法人の役員です。今般、法人で使用する資材置場が不足したことから、これを新たに確保すべく申請するものです。

2 番、所有権移転有償、伊讚美字中原、畑、畑、611 m<sup>2</sup>、外 1 筆、合計 2 筆、合計面積 1,288 m<sup>2</sup>、筑西市飯島、筑西市飯島、資材置場。

申請地は、市立下館西中学校の南側約 300m、JR 水戸線玉戸駅の北側約 450 m に位置する、農業公共投資のされていない小集団の第 2 種農地です。申請者は市内で建設業を営む法人の代表です。今般。法人で使用する資材置場が不足したことから、これを新たに確保すべく申請するものです。なお、候補地の検討がなされております。

3 番、賃貸借権、猫島字猫手前、畑、畑、605 m<sup>2</sup>、外 2 筆、合計 3 筆、合計面積 1,373 m<sup>2</sup>、筑西市猫島外 2 名、つくば市高野、資材置場及び駐車場、一時転用。

申請地は、県道石岡筑西線の南側約 320m、市立長讚小学校の北西側約 2.1 km に位置する広がりのある農地の第 1 種農地です。申請者は、県外で土建業を営む法人の社員です。申請地近くで行われている工業団地の専用水道施設設置工事の際し、資材置場、作業員用の駐車場が不足したことから申請するもの

事務局長  
板橋主任

です。

次のページをお願いします。

4番、所有権移転有償、藤ヶ谷字藤野、畑、畑、131㎡、外1筆、合計2筆、合計面積548㎡、筑西市関館、下妻市江、自己住宅。

申請地は、市立関城中学校の北東側約1.1km、市立関城東小学校の北西側約1.7kmに位置する広がりのある農地の第1種農地です。周囲に6戸連担が確保できます。申請者は現在、市外の借家にて家族5人で生活しておりますが、今月新たに子が生まれる予定で手狭となったため自己住宅を建築すべく申請するものです。

5番、所有権移転無償、蓬田字東原、畑、畑、496㎡、筑西市蓬田、桜川市岩瀬、自己住宅。

申請地は、県道岩瀬二宮線の北側約200m、市立小栗小学校の東側約1.4kmに位置する広がりのある農地の第1種農地です。周囲に6戸連担が確保できます。申請者は現在、市外の借家にて生活しておりますが、手狭となったため実家近くに自己住宅を建築すべく申請するものです。

6番、所有権移転有償、茂田字新山、山林、畑、557㎡、筑西市知行、筑西市榎生一丁目、自己住宅。

申請地は、県西総合公園の東側約260m、県道石岡筑西線の北側約200mに位置する広がりのある第1種農地です。周囲に6戸連担が確保できます。申請者は現在、市内の借家にて生活しておりますが、手狭となったため自己住宅を建築すべく申請するものです。

7番、所有権移転無償、久地楽字谷本、畑、畑、465㎡、筑西市久地楽、筑西市門井、自己住宅。

申請地は、国道50号線の南側約220m、市立新治小学校の北東側約900mに位置する広がりのある第1種農地です。周囲に6戸連担が確保できます。申請者は現在、市内の借家にて生活しておりますが、手狭となったため自己住宅を建築すべく申請するものです。

8番、所有権移転有償、幸町三丁目、畑、畑、435㎡、筑西市飯島、筑西市西谷貝、自己住宅。

申請地は、市立下館南中学校の西側約600m、国道50号線の南側約1.6kmに位置する農業公共投資のされていない小集団の第2種農地です。申請者は現在、市内の借家にて生活しておりますが、子の成長に伴い手狭となったことから自己住宅を建築すべく申請するものです。

次のページをお願いします。

9番、所有権移転有償、蓮沼字北原、畑、畑、240㎡、筑西市向川澄、筑西市蓮沼、自己住宅敷地拡張。

申請地は、国道50号線の南側約90m、市立協和中学校の西側約1kmに位置する広がりのある第1種農地です。周囲に6戸連担が確保できます。申請者は、申請地に隣接する土地に居住しておりますが、住宅の敷地が不足したことからこれを確保すべく申請するものです。

10番、賃貸借権、一本松字一本松、田、雑種地、685㎡、筑西市一本松、筑

西市一本松、資材置場。

申請地は、国道 294 号線の西側約 170m、県立下館工業高校の北東側約 1.7 kmに位置する広がりのある農地の第 1 種農地です。周囲に 6 戸連担が確保できます。申請者は、申請地に隣接する土地で材木の販売を行う法人です。今般、法人で使用している資材置場について農地法の許可を取得していなかったことが判明したためこれを是正すべく申請するものです。なお、始末書が添付されております。

11 番、使用貸借権、村田字妙原、山林、畑、4,366 m<sup>2</sup>、筑西市茂田、筑西市大塚、駐車場。

申請地は、市立村田小学校の北側約 1.8 km、県道石岡筑西線の南側約 800m に位置する位置する広がりのある農地の第 1 種農地です。周囲に 6 戸連担が確保できます。申請者は、申請地付近でゴルフ場、美術館等のレジャー施設を運営する法人です。今般、来客者用の駐車場が不足してきたことからこれを確保すべく申請するものです。以上です。

議 長

只今、事務局より説明がありました。

ここで、調査委員の報告を 1 番よりお願いします。

宮山繁治  
委 員

17 番、宮山です。

私からは 5 条の 1 番と 10 番についてご説明いたします。まず 1 番ですが、売買の件です。9 月 27 日、書類及び現地確認をしております。この 1 番についての土地は、10 番の土地と隣であります。10 番の渡人 2 人が親子で、1 番については受人がそのまた子供にあたりまして、所在が福岡県というのは、修行中だということだそうです。1 番について、受人と渡人 3 名について電話をいたしまして、間違いがないということでありまして、それから 10 番については賃貸借ですが、1 番との隣にありまして、会社が今度はその社長と親から賃貸借することです。この 3 人に本人確認しまして、それぞれ間違いがないことでありまして、適当な場所でもあるし、許可相当ではないかと思っております。更なるご審議をよろしく申し上げます。以上です。

議 長

2 番をお願いします。

瀬端洋  
委 員

23 番、瀬端がご報告申し上げます。

去る先月 21 日の日に書類審査並びに現地調査を行いました。書類にも不備がなく、また現地にも不備はありませんでした。後日ですね、渡人と受人に電話をしまして、確認をいたしました。渡人は、畑の周りに住宅ができ、なかなか耕作するのが容易じゃないというような思いでおったそうであります。受人は、今の事務所、また資材置場が手狭となりまして、どこかにですね、よい資材置き場の土地があればということで探しておったということで、2 人の話がまとまったということでございます。以上のことより、許可相当かと思われましても、更なる皆様方のご審議の程をよろしくお願いたします。以上です。

議 長

3 番をお願いします。

寺内美雄  
委 員

5 番、寺内のご報告いたします。

3 番と 11 番、この 2 件について報告いたします。まず 3 番ですけれども、渡人と受人、この受人の方ですが、現在この近くで、茨城県開発公社による工業団地の造成工事が進められています。その造成工事を請負っている 1 事業者の従業員がこの受人なんですけれども、今回その工事に伴って、資材置場とそれから駐車場として、この 3 ヶ所を借受けしたいということで、一時的に借り受けて、資材置場と駐車場に転用するというものです。それから 11 番ですけれども、渡人、受人は、同一グループの法人であります。今回、先程事務局からの報告にありましたように、隣接する受人の駐車場が狭くなってきたということで、その駐車場にすべく、渡人の畑になっているところですね、買い受けて駐車場にしたいということであります。以上 2 件ですけれども、許可相当かと思われませんが、皆さんの更なるご審議の程、お願いをいたします。以上です。

議 長

4 番をお願いします。

宮崎亨  
委 員

14 番、宮崎が報告します。

27 日に審査及び現地確認を行いました。後日電話にて双方確認いたしました。間違いがないということで、書類に不備もなく、許可相当と思えますが、皆様の更なるご審議をお願いいたします。以上です。

議 長

5 番をお願いします。

秋山員宏  
委 員

10 番、秋山が 5 番を報告します。

先月の 28 日に現地確認及び書類審査を行いました。受人渡人は親子関係でありまして、息子に土地を贈与いたしまして、そこに家を建てるということです。双方に電話で確認をいたしましたところ、間違いがないことでした。書類に不備がなく相当かと思えますが、皆様方の更なるご審議をお願いいたします。以上です。

議 長

6 番をお願いします。

柴保  
委 員

2 番、柴です。

去る 27 日に書類審査の後、現地調査をしてまいりました。今住んでるところが手狭になったというようなことで、自己住宅の申請であります。後日、両方に確認の電話をいたしましたところ、何ら問題はないというようなことでありました。更なる皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長

7 番をお願いします。

岩渕進  
委員

6 番、岩渕です。

7 番の案件と 9 番の案件を報告します。先月 28 日、農業委員と農地利用最適化推進員で書類審査と現地確認を行いました。まず 7 番の案件ですが、受人と渡人双方に電話で申請内容の確認を行いました。受人と渡人は、甥と叔父の親族間の契約で、書類の不備もなく、許可相当と思われますが、皆様方の更なる審議をお願いします。次に 9 番の案件ですが、渡人受入双方に電話をかけたのですが、渡人とは連絡がとれて、申請内容に間違いのないとの確認がとれたのですが、受人とは何度電話かけても連絡がとれませんでしたので、事務局に確認してもらい、間違いがないということでした。書類に不備もなく、許可相当と思われますが、皆様方の更なる審議をお願いします。以上です。

議長

7 番をお願いします。

関口均  
委員

15 番、関口です。

8 番について発表いたします。先月 27 日に書類審査、現地調査を行いました。現地は幸町の一番東側の通りで、道路の西側であり 20 a ぐらいある土地の一角であります。周りは住宅地であり、問題のない所であります。後日、双方に電話をして、書類に間違いのないことを確かめました。よって当案件は、許可相当と思われますが、更なる皆様のご審議をお願いいたします。以上です。

議長

調査委員の報告は、以上でございます。  
ご質疑がありましたら、お願いします。

委員

「異議なし」

議長

異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め、以上で質疑を終結いたします。

議案第 38 号、受付番号 1 番から 10 番を採決いたします。

議案第 38 号、受付番号 1 番から 10 番は、30 a 以下の農地転用事案となりますので、県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取する必要はないものとする、及び、原案どおり許可することに、賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員。よって議案第 38 号、受付番号 1 番から 10 番は、農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取する必要はないものとし、原案どおり許可することに、決しました。

続きまして、議案第 38 号、受付番号 11 番を採決いたします。

議案第 38 号、受付番号 11 番は、30 a を超える農地転用事案となります。

議案第 38 号、受付番号 11 番を許可相当とすることに、賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員。よって議案第 38 号、受付番号 11 番は、原案どおり許可相当として農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取いたします。

次に、議案第 39 号「現況確認証明（非農地証明）について」を上程いたします。

議案について、事務局より説明願います。

事務局長  
板橋主任

それでは、同じく板橋主任よりご説明を申し上げます。

それでは、ご説明いたします。議案書の 12 ページをご覧ください。議案第 39 号、現況確認証明(非農地証明)について、令和 5 年 10 月 10 日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。次のページをお願いします。

番号 1 番、所在：関本上字天神下、登記簿地目：畑、現況地目：宅地、面積：497 m<sup>2</sup>、判定地目：宅地、現況：農家住宅敷地、所有者：筑西市関本上。

申請地は、筑西市役所関城支所の北西側約 1.9 k m、県道結城下妻線の東側約 430m に位置する土地です。平成 15 年には、農地ではないとして、課税証明書を添付し証明願が出されております。

2 番、宮後字天神後、畑、宅地、553 m<sup>2</sup>、宅地、工場敷地、筑西市玉戸。

申請地は、市立長瀆小学校の北側約 580 k m、県道石岡筑西線の南側約 1.5 k m に位置する土地です。平成 13 年には、農地ではないとして、航空写真を添付し証明願が出されております。

3 番、関本上字三道、畑、宅地、178 m<sup>2</sup>、宅地、農家住宅敷地、筑西市関本上。

申請地は筑西市役所関城支所の北西側約 2.1 k m、県道結城下妻線の東側約 90m に位置する土地です。昭和 49 年には、農地ではないとして、航空写真を添付し証明願が出されております。

4 番、花田字鎮守、畑、山林原野、9,022 m<sup>2</sup>、山林原野、山林、神奈川県横浜市中区山手町。

申請地は筑西市役所関城支所の南東側約 2.7 k m、県西北部広域農道グリーンラインの北側沿いに位置する土地です。平成 10 年には、農地ではないとして、航空写真を添付し証明願が出されております。

次のページをお願いします。

5 番、桑山字拾六番耕地、畑、宅地、332 m<sup>2</sup>、外 1 筆、合計 2 筆、合計面積 1644 m<sup>2</sup>、宅地、農業用倉庫敷地、筑西市桑山。

申請地は県道石岡筑西線の西側約 240m、市立古里小学校の南西約 1.5 k m に位置する土地です。平成 15 年には、農地ではないとして、課税証明書を添付し証明願が出されております。

6番、森添島字下原、畑、宅地、651㎡、外1筆、合計2筆、合計面積932㎡、宅地、店舗敷地、筑西市森添島。

申請地は市立五所小学校の北側約530m、県道結城二宮線の南側約300mに位置する土地です。平成10年には、農地ではないとして、航空写真を添付し証明願が出されております。以上です。

議長

只今、事務局より説明がありました。  
ここで、調査委員の報告を1番よりお願いします。

栗島和子  
委員

3番、栗島です。  
1番についてご報告いたします。先月の27日に書類審査並びに現地調査を行いました。申請地は、20年以上経過してしまして、非農地証明の発行が可能と判断して参りました。更なる皆様のご審議をよろしくご報告いたします。以上です。

議長

2番をお願いします。

寺内美雄  
委員

2番について5番、寺内が報告いたします。  
ここはですね、議案書にもありますように工場用地として、もうすでに使われている所です。先程、事務局の説明もありましたように、航空写真が添付されております。非農地証明の発行について問題ないかと思われませんが、更なる皆様のご審議をお願いをいたします。以上です。

議長

3番をお願いします。

栗島菊雄  
委員

18番、栗島です。  
3番をご報告申し上げます。先月の27日に関城地区の委員全員で現地を確認してきました。ここは、宅地の出入口に使っている場所で、ここしか出入口がない場所でした。20年以上経ちますので、現況確認証明を発行してもよいのではないかと思います。以上です。

議長

4番をお願いします。

宮崎亨  
委員

14番、宮崎が報告します。  
27日に書類審査、現地確認を行いました。現地は、草と木に覆われている状態で、農地に戻すのは不可能な状態でした。非農地証明の発行は可能かと思われませんが、更なる皆様のご審議をお願いいたします。

議長

5番をお願いします。

蓮沼俊男

16番、蓮沼が報告します。

委員

9月28日に書類審査をいたしまして、全員で現地確認をして参りました。その後、後日ですが、電話で聞き取りをいたしました。今回の申請の土地には倉庫が2棟建っておりますが、備考欄で平成の15年年月日不詳となっておりますが、現地確認したところ、全員が完全に昭和の後半に建てられたものであるというふうに認定されるものでした。申請人に聞きますと、最近相続したもので、司法書士さんにいろいろ相談したところ、申請土地が固定資産税も宅地並み課税をされているので、今回の非農地証明を申請した方がいいんじゃないかということで、今回の段取りとなったようです。非農地証明の発行は可能だと判断いたしました。皆様の更なる審議をよろしく願います。

議長

6番をお願いします。

國府田

9番、國府田です。

喜久男  
委員

9月27日に書類審査の後、全員で現地を確認してきました。ここは店舗、理容室をやっていたんですね。それでここにありますように、平成10年ということであり問題ないだろうということで、非農地証明の発行は可能と判断いたしましたので、皆様の更なるご審議をお願いいたします。以上です。

議長

調査委員の報告は、以上でございます。  
ご質疑がありましたら、お願いします。

委員

「異議なし」

議長

異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め、以上で質疑を終結いたします。

議案第39号を採決いたします。

議案第39号は、原案どおり現況確認証明（非農地証明）を発行することに、賛成の委員は挙手を願います。

（挙手全員）

挙手全員。よって議案第39号は、原案どおり現況確認証明（非農地証明）を発行することに、決しました。

次に、議案第40号「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の規定による農用地利用集積計画の決定について」を上程いたします。

なお、2番議席 柴委員、3番議席 栗島和子委員、14番議席 宮崎委員は関係者となっておりますので、筑西市農業委員会会議規則第10条の規定により、除斥を願います。

午後2時15分 除斥

それでは、議案について、事務局より説明願います。

事務局長  
高島補佐

それでは、高島補佐よりご説明を申し上げます。

議案書 15 ページをお願いします。議案第 40 号、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の規定による農用地利用集積計画の決定について、令和 5 年 10 月 10 日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。次のページをお願いいたします。

農用地利用集積計画・総括表について説明いたします。契約開始日が令和 5 年 12 月 1 日となります。現況地目は田、畑です。始めに、新規分につきまして説明いたします。3 年以上 6 年未満、筆数 1 筆、面積 7,933 m<sup>2</sup>。10 年以上、筆数 44 筆、面積 100,340 m<sup>2</sup>。新規の合計は筆数 45 筆、面積 108,273 m<sup>2</sup>となっております。続きまして、更新分になります。3 年未満、筆数 1 筆、面積 1,201 m<sup>2</sup>。3 年以上 6 年未満、筆数 129 筆、面積 229,259 m<sup>2</sup>。6 年以上 10 年未満、筆数 11 筆、面積 24,808 m<sup>2</sup>。10 年以上、筆数 70 筆、面積 173,817 m<sup>2</sup>。更新の合計は筆数 211 筆、面積 429,085 m<sup>2</sup>となっております。詳細につきましては、17 ページから 28 ページとなっております。詳細の朗読は省略させていただきます。以上でございます。

議 長

只今、事務局より説明がありました。  
ご質疑がありましたらお願いします。

委 員

「異議なし」

議 長

異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め以上で質疑を終結いたします。

議案第 40 号を採決いたします。

議案第 40 号は原案どおり、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の規定による農用地利用集積計画を決定することに、賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員。よって、議案第 40 号は原案どおり、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の規定による農用地利用集積計画を決定することに、決しました。

ここで、2 番議席 柴委員、3 番議席 栗島和子委員、14 番議席 宮崎委員の除斥を解きます。

午後 2 時 20 分 解除

次に、議案第 41 号「農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について」を上程いたします。

それでは、議案について、事務局より説明願います。

事務局長  
高島補佐

それでは、同じく高島補佐よりご説明を申し上げます。

議案書 29 ページをお願いいたします。議案第 41 号、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画案の提出について、令和 5 年 10 月 10 日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。次のページをお願いいたします。

農用地利用集積計画・総括表について説明いたします。契約開始日が令和 5 年 12 月 1 日となります。現況地目は田、畑です。3 年未満、筆数 20 筆、面積 33,368 m<sup>2</sup>。3 年以上 6 年未満、筆数 7 筆、面積 6,256 m<sup>2</sup>。6 年以上 10 年未満、筆数 18 筆、面積 24,505 m<sup>2</sup>。10 年以上、筆数 2 筆、面積 4,547 m<sup>2</sup>。合計は筆数 47 筆、面積 68,676 m<sup>2</sup>となっております。詳細につきましては、31 ページ、32 ページとなっております。詳細の朗読は省略させていただきます。以上でございます。

議 長

只今、事務局より説明がありました。  
ご質疑がありましたらお願いします。

委 員

「異議なし」

議 長

異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め以上で質疑を終結いたします。

議案第 41 号を採決いたします。

議案第 41 号は原案どおり、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画案を提出することに、賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員。よって、議案第 41 号は原案どおり、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画案を提出することに、決しました。

次に、議案第 42 号「上平塚、大谷、舟生地内に設置された施設の取扱いについて」を上程いたします。

議案について、事務局より説明願います。

事務局長

それでは、板橋主任よりご説明を申し上げます。

それでは、説明いたします。議案書 33 ページをご覧ください。議案第 42 号、上平塚、大谷、舟生地内に設置された施設の取扱いについて、令和 5 年 10 月 10 日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。

本日お配りしました別紙資料、右上に別紙①と書かれている資料をご覧ください。こちらの資料の 1 ページから 4 ページにある写真の施設が今回の議題の施設でございます。まず、経緯をご説明いたします。これらの施設が設置されている土地については、いずれも令和 4 年 4 月に農地法第 3 条の許可を取得して、すなわち農地として県外の農業法人が取得した土地でございます。しかしながら写真のとおり、いずれの土地にも太陽光発電施設のような施設が設置されており、農地転用違反が疑われたため調査をしたところ、当該施設は農地を取得した法人の関連企業で、太陽光発電事業を営む法人が設置したものであることが判明いたしました。但し、先方の主張によると、これらの施設は農業用のビニールハウスであり、その上部に太陽光パネルを設置する行為については許可の取得は不要であると認識しているとのものでした。続いて資料の 5 ページをご覧ください。こちらは、農林水産省農村振興局長より発出された通知でございます。今回のような農業用施設等に太陽光発電施設を設置する場合の農地法上の取り扱いを示したものです。該当する箇所を抽出いたしましたので読み上げます。資料 9 ページをご覧ください。真ん中あたりで、黒い枠に囲まれているところがございます。3、農地転用許可制度の運用上の留意事項。(1) 農業施設の屋根や壁に太陽光発電設備等を設置する際の取り扱い。意見等、農業用施設の屋根や壁に太陽光発電設備等を設置する場合の取り扱いを明確化するべきではないか。考え方。農業用施設の屋根や壁等に太陽光発電設備等を設置する場合の農地転用許可制度上の取り扱いは、以下のとおりである。なお、これらは基本的な取り扱いであり、実際には、事案ごとにその敷地が農地であるか否かや当該施設の主たる目的が農業であるか否か等に基づいて、農地法第 4 条第 1 項の都道府県知事又は指定市町村の長が総合的に判断することが適当である。また、農地に直接太陽光発電設備等を設置する行為は、農地転用に当たることから、以下の取り扱いは適用しない。続いて、ア、イ、ウとあるんですけれども、ウまで飛びます。資料の 10 ページですね。ウ、農地に新たに農業用施設を設置する際に、その屋根や壁に太陽光発電設備等を設置する場合は、当該施設の構造や機能等から見て、当該施設が、仮に太陽光発電設備等が設置されない場合であっても、農業用施設と認められるものである場合には、農業用施設と判断することができる。これらを基に事務局で検討いたしましたところ、確かに通知には農業用施設に太陽光発電施設を設置する場合における許可の取得の要否が記載されており、許可の取得が不要なケースも存在するが、まず、現状においてはハウスの横の部分にのみビニールの被覆はあるが、出入口となる面に被覆はなく、そもそも営農の事実がないため農業用施設ビニールハウスとは認められない。また、例えば今後全面を被覆し、温度管理が可能な状態にし、施設内部で農作物の栽培等を行った場合においても、施設の構造上、当該施設の主たる目的は営農ではなく太陽光発電であると判断されるため、同じく農業用施設ビニールハウスとは認められない。と判断いたしましたので、事務

局案として提出させていただきます。ご審議の程よろしくお願いたします。  
以上です。

議長 只今、事務局より説明がありました。  
ご質疑がありましたらお願いします。

柴保委員 これは、収益については、何も書かれていないんだけど、そういう問題は、クリアしてるのかな。

板橋主任 収益ですか。

柴保委員 はい。

板橋主任 収益については、仮に農地、農業施設であるという場合について、3条で取得するんですけども、収益までの要件はないですね。通常3条で取得した農地なので、いくらとかの収益を上げないといけないとかいう決まりはないです。

柴保委員 方法としては、いろいろやり方はあると思うんですけども、最終的には、経営にプラスになるようなかたちが望ましいわけですから、そのようなことをきちんとしないと良くないという考えです。

板橋主任 最終的には、まずいずれの場合も、営農をして、それで収益を上げるための施設であるということが前提になると思います。太陽光発電はそのついででやるようなイメージですね。営農をやるんだけど、その場所ですべてに、太陽光発電をする。農業用施設ビニールハウスで営農に支障が出ない範囲で発電をするというような。今回3条で農地として取得される場合には、そのような要件が必要になるものと思われま。

議長 結局これは、農地で買って、3条で買ったにもかかわらず、太陽光をするための小屋ではないかということですよ。農業用施設ビニールハウスとして、認めてほしいということだから。これでは、農業用施設ビニールハウスとは、みなさないということじゃないですか。営農で何もやっていないんだから。太陽光だけが上にあがっているだけだから。

宮崎亨委員 これは、農業用のハウスであると相手が出ているのなら、そもそも上は付帯であって、作物を最初から作っていることが前提だよ。農業用のハウスであれば。でも、この前も現状を関城地区委員で見てきたけれど、もう雑草がいっぱい、蔓が上の方まで張っている状態で、営農ができるような状態のハウスってような状態じゃあなかったよね。一部影があっても下に作れる作物

を作っているのであれば別だけど、そういう状態ではないからね。これは太陽光をのせるだけの、中には何も作っていない状態。使えても耕作できないんじゃないかなど。

(16 番 蓮沼俊男 委員 挙手)

議 長 蓮沼委員。

蓮沼俊男 今、宮崎委員さんが発言する前は、舟生地内のビニールハウスについて、目が悪いせいか、何か作物、吊るすような作物が作られているのかお聞きしたかったのですが、今の内容で何も作っていないことが分かりました。

(9 番 國府田喜久男 委員 挙手)

議 長 國府田委員。

國府田 この件は私の地元であり、下館地区1班の方で、現地調査の後、こちらも見てきました。委員全員が、とにかく構造、足場のパイプが組んであって、とても何かの作物を作るような、シェアリングとは全然違いますので、ここはやはり農業の、栽培の施設とは判断できないっていうのが、全員の結論でした。以上です。

議 長 これは農業用施設とみなさないということでございますよね。

國府田 そうです。

喜久男 委員

不特定 はい。

委員

議 長 他、質問がありましたらお願いします。

(13 番 齊藤一弥 委員 挙手)

議 長 齊藤委員。

齊藤一弥 これ太陽光発電の前の会社が倒産なされたわけですよね。

委員

板橋主任 そうです。上で太陽光発電をしている会社、当該の工作物を設置した会社に

については、今、破産手続中です。今、破産管財人が清算手続きを行っているところでございます。

齊藤一弥  
委 員

今度、この土地とその施設を求める人が、3条で売買できないかっていう相談ですよ。

板橋主任

そうですね。

齊藤一弥  
委 員

そうしたときに、中でこの営農した場合、中に、営農した場合。どういう判断なされますか。

板橋主任

先程、申し上げたとおり、事務局としては、仮に営農したとしても、そもそもこの構築物の主たる目的は、農業であると認められないのではないかということで、事務局案としましては、農業施設ビニールハウスとは認められない。という内容で、今回ご説明させていただいています。

齊藤一弥  
委 員

現況は、そういう現況になっていますけど、今後改善されて、営農した場合、どうしますか。

板橋主任

そこを含めて今回、ご審議いただければと思うんですけど。事務局案としては、営農したとしても、そもそもの目的は、太陽光発電であると思われるので、営農したとしても農業施設とは認められないのではないかという内容で、判断しております。

齊藤一弥  
委 員

そうするとこの土地、宙ぶらりんになっちゃいますよね。

柴保  
委 員

こういうのは、何年か追跡調査とかをして、きちんとさせないと。

齊藤一弥  
委 員

宙ぶらりんになるのも、いいのか、悪いのか、なっていることもありますよね。

板橋主任

宙ぶらりん。

齊藤一弥  
委 員

結局倒産して、欲しい方が3条で売買できないかっていう問い合わせで、事務局案では、目的がハウスじゃないから駄目ですよっていうことになるのと、その求める人がどういう判断をなされるかで、じゃあこの土地いらんないよっていうことになるか。そもそも営農しても駄目ですよってなったら、買えないですよ。

板橋主任

そうですね。今回の施設については、齊藤委員のおっしゃるとおり、今回、農業委員会総会で、これはハウスじゃない、農業施設じゃないという結論に至れば、今、承継しようとしている会社はいるんですけども、そこが手を引いて、ここはそのまま残ってしまうという可能性はあると思います。

齊藤一弥  
委員

営農したら許可するっていう方向性じゃどうですか。

議長

局長。

事務局長

仮にですね、齊藤委員が言うように、ここを営農施設にするという場合には、上のパネルを撤去して、発電設備はなく、ビニールハウスの形状にしていだければ、営農の目的が達するのではないかという事務局の判断です。

齊藤一弥  
委員

天井もビニールを貼れば可能ですということですか。

事務局長

はい。

宮崎亨  
委員

いいですか。この前、事務局と現地を見て説明を受けた時に、上の太陽光を取得しようとしている後の会社は、中に誰か営業してくれる人を探しているような意味合いもあったのですが。上の会社、太陽光が主で取得するんでしょうけれど、この状態では、なかなかいくらただでも、やってくれる人はいないんじゃないかなと私は判断したのですが。ただ、齊藤委員が言うようにそのまま放置されちゃって、後の引き受け手がなくて、放置されちゃってもどうなるのかな。そのあたりの懸念もありますよね。

事務局長

ただ、違反転用の事案なので、そのまま通してしまうと。やはりこちらは、是正勧告をしてかないと。ここで皆さんの判断をいただいて、もしそういうような判断であれば、今後改善していただきたいというように、株式会社、会社の方には、是正勧告をしていきたい。

(9番 國府田喜久男 委員 挙手)

議長

國府田委員。

國府田  
喜久男  
委員

この間、下館地区1班の農業委員と農地利用最適化推進委員の判断では、これを許可にしまうと、これを見習って、次々とあそこでやったんだからっていう業者も現れ、トラブルになると、農地を守れないという判断をしました。それから、これは前の●●●の事例と同じく是正勧告で、強制力はやっぱりないんでしょうかね。同じように。

(13 番 齊藤一弥 委員 挙手)

議長 齊藤委員。

齊藤一弥委員 この文面で書いてあるところを全部読んだわけじゃないんですけど、この文面だと農業施設でハウスとうたってないように見えたんですけど。ハウスってありますか。どこかに。農業用施設となれば、簡易な車庫とか、そういう名目も考えられますよね。

板橋主任 まず、農業用施設のハウスではないとすれば、農業用倉庫とかなのであれば、そもそもその時点で、転用許可は必要になります。農業用ハウス、ビニールハウスであれば、皆さんそうだと思うんですけど、ビニールハウスを建てるのに農地転用許可を取る人はいないと思いますので。それは当然認められていることなんですけれども。

齊藤一弥委員 最近、建築確認方法が変わって、畜舎とかは建築確認がいなくなったって事例があるんですけど、こういう簡易な建物の運用施設についてはいかがですか。

板橋主任 まずビニールハウス、農業用栽培、農作物を作るための施設であれば、先程申し上げたとおり、許可はいらぬ。確かに建築の法で制度が変わって、畜舎なんかを設置する際の建築確認は必要なくなったんですけども、その場合においても農地転用の取得は必要になってます。

齊藤一弥委員 一般的なハウスといえ、天井とか全部ビニールで張っているのが今のところ普通ですけども、その作物によっては天井がビニールがなくてもできる作物は出てきているわけですよね。樹木関係になれば。榊とか。だからいろいろ考え方が、多種多様な考え方になってきて、全部を張らなくてはだめだとか、ハウスじゃなくちゃだめだとか、そういう考え方が、かなり広い解釈になってくると思われるのですが。

板橋主任 そうですね。いろんな施設が増えてきていまして、案件ごとに判断しなくちゃいけないというか、農地法というか、そのあたりの判断が複雑になってきているんですけども。

(18 番 栗島菊雄 委員 挙手)

議長 栗島委員。

栗島菊雄 いいですか。最初が3条での取得だから、営農目的での取得ですよ。3条

委員 なのだから。だから局長が言ったように、ハウスで営農するというのであれば、上に太陽光施設がのっけていて光が入らないようであれば、ハウスとしての役目がしないと思うんだよね。私個人の考えでは、局長が言ったように、太陽光を1回外してもらって、ハウスのように、ハウスだっていうのであれば。相手方が。ハウスだっていうのを認めてもらえるような形にってもらって、営農をやって、営農をやるようなかたちにってもらってからでないと、みんなが納得しないと思うんだよね。私は、局長の言っていることに賛成ですね。以上です。

議長 はい。

齊藤一弥委員 指導は、そういうふうな指導は、栗島委員さんが言ったような指導はなされるんですか。

事務局長 はい。

齊藤一弥委員 指導をしますか。

事務局長 はい。

齊藤一弥委員 指導はしますね。

事務局長 はい。  
現在、破産清算中。

板橋主任 はい。精算中ですので、破産が完了するまでは、破産管財人を通して、相手方の法人に指導することができるとおられますので、指導が可能です。

議長 いずれにしても違反転用事案なので、農業用施設ではないということで、お諮りしたいなと思います。いかがでしょうか。

委員 「賛成」  
「異議なし」

議長 異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め、以上で質疑を終結いたします。  
議案第42号を採決いたします。  
議案第42号は原案どおり、上平塚、大谷、舟生地内に設置された施設について、農業用施設とみなさないことに、賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員。よって、議案第 42 号は事務局案のとおり、上平塚、大谷、舟生地内に設置された施設については、農業用施設とみなさないことに、決しました。

次に、日程第 4、報告第 36 号から第 40 号を、事務局より説明願います。

事務局長  
中澤課長

それでは中澤課長よりご説明いたします。

私からは報告第 36 号から報告第 40 号までを一括してご説明申しあげます。

初めに 34 ページをお開き願います。報告第 36 号、農地法第 3 条第 1 項第 13 号の規定による届出について、令和 5 年 10 月 10 日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。次のページをお願いいたします。

届出件数は 5 件でございます。こちらは公益社団法人茨城県農林振興公社農地中間管理機構による農地売買等の特例事業により農地の権利を取得する所有権移転で、届出受理の専決処理を行ったものがございます。

次に 37 ページをお願いいたします。報告第 37 号、農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について、令和 5 年 10 月 10 日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。次のページをお願いいたします。

届出件数は 3 件でございます。これは市街化区域内における転用で、自己住宅 3 件の届出受理の専決処理を行ったものでございます。

次に 39 ページをお願いいたします。報告第 38 号、農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について、令和 5 年 10 月 10 日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。次のページをお願いいたします。

届出件数は 8 件でございます。こちらは市街化区域内における所有権移転等を伴う農地転用で、宅地分譲用地 1 件、駐車場 2 件、資材置場 1 件、自己住宅 3 件、住宅敷地 1 件の届出受理の専決処理を行ったものがございます。

次に 42 ページをお願いいたします。報告第 39 号、農地法第 4 条の制限除外について、令和 5 年 10 月 10 日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。次のページをお願いいたします。

届出件数は 1 件でございます。こちらは、公共の用に供する公衆用道路への転用で専決処理を行ったものがございます。

次に 44 ページをお願いいたします。報告第 40 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の報告について、令和 5 年 10 月 10 日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。次のページをお願いいたします。

こちらは合意解約の通知のありました件数、17 件でございます。詳細の説明は省略させていただきます。説明は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

議 長

只今、事務局より報告がありました。この件につきましては、報告でございますので、ご了承願います。

議案はこれで全て議了いたしました。  
これにて令和5年度第7回筑西市農業委員会定例総会を閉会といたします。  
本日は、慎重審議ありがとうございました。

総会会議の顛末を記録し、その公平なることを証して議長は議事録署名委員とともに署名する。

令和5年10月10日

議 長

署名委員

署名委員